

# 吹田市自転車駐車場条例

昭和 55 年 4 月 1 日  
条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、自転車等を利用する市民の利便に資するため、本市が設置する自転車駐車場について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) JR吹田駅前中央自転車駐車場 吹田市朝日町 1 番 5 号
- (2) JR吹田駅前西自転車駐車場 吹田市元町 1 番 1 号
- (3) JR吹田駅前北自転車駐車場 吹田市片山町 1 丁目 2 番 1 号
- (4) JR岸辺駅前北自転車駐車場 吹田市岸部中 4 丁目 8 番 1 号
- (5) 阪急吹田駅前東第 1 自転車駐車場 吹田市泉町 2 丁目 2561 番 4
- (6) 阪急吹田駅前東第 2 自転車駐車場 吹田市西の庄町 2661 番 4
- (7) 阪急吹田駅前西第 1 自転車駐車場 吹田市泉町 2 丁目 16 番 1 号
- (8) 阪急吹田駅前西第 2 自転車駐車場 吹田市泉町 1 丁目 5590 番 10
- (9) 阪急吹田駅南自転車駐車場 吹田市寿町 1 丁目 2691 番 2
- (10) 阪急豊津駅前南第 1 自転車駐車場 吹田市垂水町 2 丁目 3219 番 2、3220 番 3 及び 3221 番 6
- (11) 阪急豊津駅前南第 2 自転車駐車場 吹田市垂水町 2 丁目 617 番 2 先
- (12) 阪急豊津駅前北自転車駐車場 吹田市山手町 2 丁目 557 番 33
- (13) 阪急関大前駅中央自転車駐車場 吹田市円山町 100 番 1 号
- (14) 阪急関大前駅東自転車駐車場 吹田市山手町 3 丁目 50 番 1 号
- (15) 阪急関大前駅西自転車駐車場 吹田市円山町 100 番 2 号
- (16) 阪急千里山駅前東自転車駐車場 吹田市千里山霧が丘 5 番 1 の一部
- (17) 阪急南千里駅前西第 1 自転車駐車場 吹田市津雲台 1 丁目 20 番 40 及び 20 番 64
- (18) 阪急南千里駅前西第 2 自転車駐車場 吹田市津雲台 1 丁目 2 番 1 号
- (19) 阪急山田駅前東自転車駐車場 吹田市山田西 4 丁目 2 番 36 号
- (20) 阪急山田駅前西自転車駐車場 吹田市津雲台 5 丁目 19 番 5 号
- (21) 阪急山田駅前南自転車駐車場 吹田市山田西 4 丁目 1 番 25 号
- (22) 阪急北千里駅前東第 1 自転車駐車場 吹田市藤白台 3 丁目 119 番 11
- (23) 阪急北千里駅前東第 2 自転車駐車場 吹田市藤白台 3 丁目 119 番 11
- (24) 阪急北千里駅前南自転車駐車場 吹田市古江台 4 丁目 2 番 10 号
- (25) 阪急北千里駅前北自転車駐車場 吹田市青山台 4 丁目 1 番 1 号
- (26) 江坂公園自転車駐車場 吹田市江坂町 1 丁目 19 番 1 号
- (27) 江坂駅前中央自転車駐車場 吹田市豊津町 100 番 2 号
- (28) 江坂駅前西自転車駐車場 吹田市豊津町 7 番 1
- (29) 北大阪急行桃山台駅前東第 1 自転車駐車場 吹田市桃山台 2 丁目 9 番 1 号
- (30) 北大阪急行桃山台駅前東第 2 自転車駐車場 吹田市竹見台 4 丁目 1 番 5
- (31) 南高浜自転車駐車場 吹田市南高浜町 36 番 41 号

(駐車自転車等)

第 3 条 自転車駐車場に駐車することができる自転車等は、次のとおりとする。

- (1) 自転車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車及びこれに類するもので市長が適当と認めるもの並びに同項第 11 号の 3 に規定する身体障害者用の車いすをいう。以下同じ。)
- (2) 原動機付自転車(道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)

(3) 自動二輪車（道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。以下同じ。）

2 それぞれの自転車駐車場に駐車することができる自転車等の種類は、規則で定める。

（使用料）

第4条 自転車駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（禁止行為）

第5条 自転車駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自転車等の駐車を妨げること。

(2) 自転車駐車場の施設及び他の自転車等を損傷し、又は汚損すること。

(3) みだりに火気を使用すること。

(4) その他市長が管理上支障があると認める行為

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自転車駐車場の使用を制限することができる。

(1) 自転車駐車場の収容能力を超える駐車の申込みがあつたとき。

(2) 自転車駐車場の構造上駐車させることができないとき。

(3) 使用者が前条に掲げる行為を行つたとき。

(4) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

（使用の休止）

第7条 市長は、自転車駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、自転車駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

（無断使用に対する措置）

第8条 市長は、自転車駐車場に置かれた自転車等のうち規則で定めるものについては、置かれた期間に係る使用料を一時使用の使用料とみなして徴収する。

2 市長は、前項の期間が規則で定める期間を超えた場合は、当該自転車等をあらかじめ定められた場所に移送し、保管することができる。この場合においては、吹田市自転車等の放置防止に関する条例（昭和57年吹田市条例第28号）第9条第3項及び第10条から第13条までの規定を準用する。

3 前項の規定による移送等の措置を講じた自転車等については、第1項の規定にかかわらず、同項の期間に係る使用料は、徴収しない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第2条に規定する各自自転車駐車場ごとの使用開始日は、市長が別に定める。

附 則（平成3年8月14日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成3年9月1日から、第2条中吹田市自転車駐車場条例第2条の改正規定（第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする部分に限る。）は同年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の吹田市自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日から平成6年3月31日（同月5日までに3箇月の定期使用の申込みがなされた場合にあっては、当該定期使用の期間が満了する日）までの間の使用に係る使用料に限り、新条例別表の規定の適用については、同表中

1,500 円	3,900 円
2,500 円	6,500 円
2,000 円	5,200 円
3,000 円	7,800 円

とあるのは、

1,000 円	2,600 円
2,000 円	5,200 円
1,500 円	3,900 円
2,500 円	6,500 円

とする。

附 則（平成 7 年 10 月 24 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条に 4 号を加える改正規定中同条第 13 号に係る部分は平成 8 年 2 月 1 日から、同条第 14 号及び第 15 号に係る部分は同年 3 月 1 日から、同条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を削り、第 7 号を第 9 号とし、第 3 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に 2 号を加える改正規定（同条第 8 号を削る部分を除く。）は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 25 日条例第 27 号）

この条例中、第 1 条の規定は平成 9 年 2 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 10 月 1 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 20 日条例第 17 号）

この条例中、第 1 条の規定は平成 11 年 11 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日条例第 20 号）

この条例は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日条例第 12 号）

この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日条例第 20 号）

この条例中、第 1 条の規定は平成 16 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 35 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げる改正規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日条例第 12 号）

この条例は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日条例第 45 号）

この条例は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 40 号）

この条例は、平成 25 年 7 月 19 日から施行する。ただし、第 2 条第 16 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 4 日条例第 33 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 22 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

自転車駐車場の形状	使用料の区分	使用料		
		一時使用 (1日1回につき)	定期使用	
	種別			1箇月
屋根を有さないもの	自転車	100円	1,500円	3,900円
	原動機付自転車	200円	2,500円	6,500円
	自動二輪車	300円	3,500円	9,100円
屋根を有するもの	自転車	100円	2,000円	5,200円
	原動機付自転車	200円	3,000円	7,800円
	自動二輪車	300円	4,000円	10,400円

備考 この表において、「1箇月」とは毎月1日からその月の末日までをいい、「3箇月」とは毎月1日から翌々月の末日までをいう。